

御殿場市ホームページ広告掲載募集基準

(趣旨)

第1条 この基準は、御殿場市広告掲載要綱（平成22年御殿場市告示第 号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、市がインターネット上に公開するホームページに掲載する広告に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブページ ウェブブラウザにより一度に表示されるデータのまとまりで、文字、画像、音声、動画等から構成されるインターネット上で公開される情報をいう。
- (2) ウェブサイト 企業等の管理下にあるウェブページの集まりをいう。
- (3) 市ホームページ 御殿場市が管理するウェブサイトをいう。
- (4) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。
- (5) 広告主 市ホームページへ広告を掲載する者をいう。
- (6) 代理店 市ホームページの広告を掲載する枠（以下「広告掲載枠」という。）を購入し、広告主を募る者をいう。

(広告掲載の基準の適用範囲)

第3条 要綱第3条及び御殿場市広告掲載基準(平成22年 月 日御殿場市告示第 号)第2条の規定は、掲載する広告からのリンク先として広告主が指定したウェブページの属するウェブサイトの内容についても適用する。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告は、バナー広告とし、その規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 5キロバイト以内

(広告の掲載位置等)

第5条 広告を掲載する市ホームページのウェブページ、位置及び広告掲載枠の数は、市長が別に定める。

(掲載枠の販売方法)

第6条 市長は、広告掲載枠を、毎年度代理店に売り渡すものとする。ただし、代理店が購入を希望する掲載の枠数が販売予定枠数に達しない場合は、残余の枠について直接広告主を募集し、販売することができる。

(広告掲載料金)

第7条 広告主が支払う広告掲載料金は、1広告掲載枠当たり月額1万5,000円とする。

(広告掲載の申込)

第8条 市ホームページに広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、掲載を開始する日の30日前までに、代理店を経由して要綱第6条の広告掲載の申込をしなければならない。

(広告を掲載しているウェブページの閉鎖)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、市ホームページのうち広告を掲載しているウェブページを閉鎖することができる。

(損害賠償等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合により広告主に損害が生じたときであっても、その賠償の責めを負わない。

(1) 要綱第12条の規定により広告の掲載を取り消した場合

(2) サーバーソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のため、広告の掲載を一時的に停止した場合

(3) 火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に起因する事故及び障害のため、広告の掲載を一時的に停止した場合

(4) 前条の規定により広告を掲載しているウェブページを閉鎖した場合

(内容変更の報告)

第11条 広告主は、広告によりリンク先として指定したウェブページの内容を変更したときは軽微な変更を除き、速やかに市長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。